

注 記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

・ 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 22 年～50 年

工作物 5 年～60 年

物品 4 年～15 年

・ 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

- リース資産
 - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - ……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
 - イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - ……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。長期貸付金については、個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。
- 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。
- 退職手当引当金

期末日に在職する職員の自己都合要支給額から、組合への負担金の加入時以降の累計額から既に退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当村へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

- ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

手許現金及び要求払預金としています。なお、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

- 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。
- 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

- 資本的支出と修繕費の区分基準
資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な後発事象

該当事項ありません。

3 偶発債務

該当事項ありません。

4 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- 対象範囲（対象とする会計名）
 - 一般会計
 - 情報通信特別会計
 - 奨学資金貸付事業特別会計
- 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異
 - 一般会計等と普通会計の対象範囲は同じです。
- 出納整理期間
 - 地方自治法第 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- 表示単位未満の取扱い
 - 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。
- 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況（普通会計）

実質赤字比率	－%
連結実質赤字比率	－%
実質公債費比率	13.2%
将来負担比率	－%

※実質赤字比率、連結赤字比率は赤字額がないため、「－」で表示しています。

- ・ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
－千円

- ・ 繰越事業に係る将来の支出予定額
102 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

- ・ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

2,271,552 千円

- ・ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	2,562,809 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	429,317 千円
将来負担額	5,041,144 千円
充当可能基金額	3,201,530 千円
特定財源見込額	－ 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	2,847,671 千円

- ・ 自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
15,851 千円

- ・ 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

貸借対照表の純資産における固定資産等形成分とは、資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。また、余剰分（不足分）とは、費消可能な資源の蓄積（原則として金銭）をいい、純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ・ 基礎的財政収支 331,186 千円

業務活動収支（支払利息支出除く）	529,382 千円
投資活動収支（基金積立支出及び基金取崩収入除く）	△198,196 千円

- 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
一般会計歳入歳出決算書	4,392,988 千円	4,328,095 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	75,541 千円	71,943 千円
繰越金に伴う差額	△89,519 千円	－
一般会計等の内部取引消去	△30,737 千円	△30,737 千円
資金収支計算書	4,348,273 千円	4,369,301 千円

歳入歳出決算書の歳出には、歳計剰余金処分による基金積立額が含まれています。

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計の分だけ相違します。

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

- 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	521,528 千円
減価償却費	△591,102 千円
資産除売却損	△7,349 千円
資産売却益	8,101 千円
未収金・長期延滞債権の増減	467 千円
徴収不能引当金の増減額	200 千円
退職手当引当金の増減額	66,987 千円
賞与引当金の増減額	△4,560 千円
投資活動収支の国県補助金	22,098 千円
その他	- 千円
純資産変動計算書の本年度差額	16,370 千円

- 一時借入金の状況

一時借入金の借り入れはありません。なお、一時借入金の限度額は 1,000,000 千円です。

- 重要な非資金取引

該当ありません。

以上